六　法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　その高さ（増築にあつては、増築部分に係る最高部と最低部の高さの差をいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十六項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築

(2)　その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千平方メートル以下である工作物の新築又は増築（(3)から(8)までに掲げるものを除く。）

(3)　国の機関又は地方公共団体が行う災害復旧又は防災のために必要な工作物（防潮堤を除く。）の新築又は増築（(4)から(8)までに掲げるもの又はニ(2)に掲げる行為を伴うものを除く。）

(4)　その水平投影面積が四千平方メートル以下である道路（法面等道路付帯施設を含む。）の新築又は増築

(5)　その高さ（建築設備を除いて算定した高さをいう。）が十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が二千平方メートル以下である建築物の新築又は増築

(6)　電柱（電話柱を含む。）の新築又は増築

(7)　住宅及び仮工作物の新築又は増築

(8)　農業、林業又は漁業の用に供する索道の新築又は増築

(9)　工作物の改築

ロ・ハ　（略）

六　法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　その高さ（増築にあつては、増築部分の高さをいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十一条第三十六項の規定により環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築

(2)　その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千平方メートル以下である工作物の新築又は増築（(3)から(8)までに掲げるものを除く。）

（新規）

ロ・ハ　（略）

ニ　法第二十条第三項第五号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　水位又は水量を減少させる行為

(2)　水位又は水量を増加させる行為（当該行為により陸域から水域に変わる面積が一万平方メートル以下のもの又は法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）

ホ～チ　（略）

七　法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　その高さが十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である工作物の新築又は増築（(2)及び(3)に掲げるものを除く。）

(2)　国の機関又は地方公共団体が行う災害復旧又は防災のために必要な工作物（防潮堤を除く。）であつて、その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千平方メートル以下であるものの新築又は増築（(3)に掲げるもの及びニ(2)に掲げる行為を伴うものを除く。）

(3)　仮工作物の新築又は増築

(4)　工作物の改築

(5)　第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで、第十号から第十号の四まで及び第十号の六に掲げる行為

ロ・ハ　（略）

ニ　法第二十条第三項第五号に掲げる行為（法第二十条第三項の規定による許可を受け、現に水位又は水量に増減を及ぼしている者が水位の変動についての計画を変更するものに限る。）

（新規）

（新規）

ホ～チ　（略）

七　法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ　法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1)　その高さが十三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である工作物の新築又は増築（(2)に掲げるものを除く。）

(2)　仮工作物の新築及び増築

(3)　工作物の改築

(4)　第十二条第一号から第六号の二まで、第七号から第八号まで及び第十号から第十号の五までに掲げる行為

ロ・ハ　（略）